

Honda除雪機

動産総合保険(盗難補償)のご案内

1. Honda除雪機 動産総合保険(盗難補償)概要

代替機での補償	メーカー希望 小売価格の約80% 保険金お受取り	メーカー希望 小売価格の約64% 保険金お受取り	メーカー希望 小売価格の約50% 保険金お受取り
新品購入1年目	2年目	3年目	4年目以降 (または中古品)
無料付帯 (お客様登録された方)	任意加入	任意加入	任意加入

【対象】

- Honda製除雪機のみ。
- 中古の除雪機もご加入いただけます(保険金額は、メーカー希望小売価格の約50%での設定となります)。

【保険金額】

- 4年目以降については、メーカー希望小売価格の約50%での保険金額設定となります。
- 無料付帯期間が2年の方は上記「3年目」の保険金額、無料付帯期間が3年の方は上記「4年目」の保険金額設定となります。
- 5年間延長補償の方は、上記「4年目以降」の保険金額設定となります。

【免責金額(自己負担額)】

- 保険金のお受取り時には、あらかじめ設定された免責金額(自己負担額)がございます。ただし、全損の場合および火災(焼け損害を除きます。)、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、損害額から免責金額(自己負担額)を差し引きません。

2. 保険金のお支払いの対象となる主な事故

盗難、火災(注)、運送中の事故、破損、車の飛び込み、飛行機の墜落、破裂または爆発(注)、落雷、水ぬれ
(注):地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象とはなりません。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害は保険金のお支払いの対象となりません

- 保険契約者または被保険者(補償を受けられる方)または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、騷擾または労働争議による損害
- 地震・噴火・これらによる津波、水災による損害
- 詐欺または横領による損害
- 棚卸の際に発見された品不足による損害 など

4. ご契約にあたって

- ご契約金額(保険金額)と免責金額(自己負担額)は、保険の目的(保険の対象)の価額に合わせてあらかじめ設定しています。
- ※保険契約申込書に「保険価額」と表示がある部分は、「ご契約時の保険の目的(保険の対象)の価額」となります。
- ※除雪機のモデル・タイプごとの保険金額、免責金額(自己負担額)の詳細は取扱代理店までお問い合わせください。
- 詳しくは、同封のパンフレットおよび重要事項説明書にてご確認ください。

※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第二部 営業第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL03-3349-3302 FAX03-3346-3605
受付時間:平日の午前9時から午後5時まで

お問い合わせ先(取扱代理店)

ホンダ開発株式会社 保険サービス部 パワープロダクツ担当
〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39
TEL:048-452-5815 FAX:048-452-5833

☎:0800-111-5815(通話料無料)

受付時間:9:30~17:30

(土日・夏季/冬季連休・GW、弊社指定の定休日を除きます)